

【概要】三重県日本語教育推進計画

～生活者としての外国人の日本語習得に向けて～

計画の基本的事項

策定の趣旨

- 「日本語教育推進法」等を受け、生活者としての外国人の日本語習得に向けた県全体の体制を計画的に整備する
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に位置付ける

策定の方法

総括コーディネーターを中心に、有識者会議等で検討

対象期間

令和3年度～5年度
(3年間)

三重県における日本語教育の現状と課題

- 課題解決に向けたコーディネーター人材への期待
- 日本語教室の運営基盤が不安定
- 日本語教室の空白地域がある
- 多様な日本語学習ニーズ
- 日本語を学べていない人がいる
- 事業所内の日本語研修が困難
- 連携体制の不足
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響等々

実施計画

目的

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることを通して、多文化共生社会の実現に寄与すること

目標

日本語を使って、健康かつ安全に、自立した、文化的な生活を送ることができ、地域の人々との相互理解を図り、地域社会を共に築いていくこと

基本的な方向

施策

取組

1 日本語教育人材の充実

- ① 地域日本語教育コーディネーターの育成と活用促進
- ② 日本語学習支援者のブラッシュアップ
- ③ 新しい日本語学習支援者の獲得
- ④ 日本語教師の活用に向けた検討

2 外国人住民のニーズや環境に応じた日本語教育機会の創出

- ⑤ 3つのニーズに応じた日本語教育体制の整備
- ⑥ 日本語教室の増設
- ⑦ 子育て世代のための日本語教育

3 各主体及び関係者とのネットワーク構築等

- ⑧ 企業・日本語教育機関・高等教育機関との協力
- ⑨ 関係機関のネットワーク作り
- ⑩ やさしい日本語の普及

各主体の役割

国、県、市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、高等教育機関、企業、県民がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組む必要がある

推進体制

- 総括コーディネーターによる計画の推進と進行管理
- 地域日本語教育コーディネーターの活動をバックアップ
- 総合調整会議による取組内容の見直し